

各種預金・取引規定 新旧対照表

【普通預金規定】

新	旧
<u>10（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この預金口座は、後 11(3) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、11(3) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 11（解約） (1) この預金口座を解約する場合には、届け出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が前記 9(1)に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (3) <u>前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為 (4) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 <u>（以下次条を 1 条ずつ繰り下げ）</u>	【新設】 10（解約） (1) この預金口座を解約する場合には、届け出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が前 9(1)に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (3) <u>前(2)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u>

各種預金・取引規定 新旧対照表

【総合口座取引規定】

新	旧
11（即時支払） (1) 次の各場合の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき 相続の開始があったとき 前記 8(1) により極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき 住所変更の届け出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき (2) 次の各場合に貸越元利金があるときは、当行の請求がありしだい、それらを支払ってください。 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為 <u>その他の債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき</u>	11（即時支払） (1) 次の各場合の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき 相続の開始があったとき 前記 8(1) により極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき 住所変更の届け出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき (2) 次の各場合に貸越元利金があるときは、当行の請求がありしだい、それらを支払ってください。 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき <u>その他の債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき</u>

各種預金・取引規定 新旧対照表

【当座勘定規定】

新	旧
<u>第 23 条（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この当座勘定は、第 24 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 24 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一つにでも該当する場合には、この当座勘定の開設をお断りするものとします。 <u>第 24 条（解約）</u> (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。 (2) <u>前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</u> <u>当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき</u> <u>本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 <u>本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (3) 当行が解約の通知を届け出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。 (以下次条を 1 条ずつ繰り下げ)	【新設】 第 23 条（解約） (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。 (2) 当行が解約の通知を届け出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。

各種預金・取引規定 新旧対照表

【当座勘定規定（専用約束手形口用）】

新	旧
第 20 条（解約） この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。 <u>前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</u> 1. <u>当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき</u> 2. <u>本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. <u>暴力団</u> B. <u>暴力団員</u> C. <u>暴力団準構成員</u> D. <u>暴力団関係企業</u> E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> F. <u>その他前各号に準ずる者</u> 3. <u>本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. <u>暴力的な要求行為</u> B. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> E. <u>その他前各号に準ずる行為</u> 当行は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年 2 月の当行所定の日においてこの当座勘定の受払が 1 年間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。 第 24 条（反社会的勢力との取引拒絶） <u>この当座勘定は、第 20 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 20 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u>	第 20 条（解約） この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。 当行は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年 2 月の当行所定の日においてこの当座勘定の受払が 1 年間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。 【新設】

各種預金・取引規定 新旧対照表

【当座勘定規定（家庭小切手口用）】

新	旧
第23条（解約） この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。 <u>前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</u> <u>1. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. <u>暴力団</u> B. <u>暴力団員</u> C. <u>暴力団準構成員</u> D. <u>暴力団関係企業</u> E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> F. <u>その他前各号に準ずる者</u> <u>2. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. <u>暴力的な要求行為</u> B. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> E. <u>その他前各号に準ずる行為</u> 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 本人が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。	第23条（解約） この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 本人が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

各種預金・取引規定 新旧対照表

【貯蓄預金規定】

新	旧
11（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、届け出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が前 10(1)に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、<u>預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為 (4) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。	11（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、届け出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が前 10(1)に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (3) 前(2)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

各種預金・取引規定 新旧対照表

【納税準備預金規定】

新	旧
5 (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。 (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および後記 11(2)によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。 (3) 前 2 項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。 (4) この利息には(2)の場合を除き所得税はかかりません。 10 (反社会的勢力との取引拒絶) <u>この預金口座は、後 11(2)、A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、11(2)、A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 11(解約) (1) この預金口座を解約する場合には、届け出の印章とこの通帳を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) <u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為 (3) <u>前(2)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u> (以下次条を 1 条ずつ繰り下げ)	5 (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。 (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。 (3) 前 2 項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。 (4) この利息には(2)の場合を除き所得税はかかりません。 【新設】 10 (解約) この預金口座を解約する場合には、届け出の印章とこの通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

各種預金・取引規定 新旧対照表

【通知預金規定】

新	旧
<u>6（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この預金口座は、後 7(3) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、7(3) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 7（解約） (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。 (2) 解約は預金 1 口ごとに取扱いします。その一部の解約はいたしません。 (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。 <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為 （以下次条を 1 条ずつ繰り下げ）	【新設】 6（解約） (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。 (2) 解約は預金 1 口ごとに取扱いします。その一部の解約はいたしません。

各種預金・取引規定 新旧対照表

【定期預金規定】

新	旧
< 共通事項 > 10 (反社会的勢力との取引拒絶) <u>この預金口座は、後 11、A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、11、A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 11 (解約) <u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為 (以下次条を2条ずつ繰り下げ) < パール期日指定定期預金規定 > 13 (利息) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率 (6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。) によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 < 以下省略 > (4) < 略 > < 自動継続パール期日指定定期預金規定 > 17 (利息) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) < 略 > (4) < 略 > (5) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率 (6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。) によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	【新設】 【新設】 < パール期日指定定期預金規定 > 11 (利息) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率 (6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。) によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 < 以下省略 > (4) < 略 > < 自動継続パール期日指定定期預金規定 > 15 (利息) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) < 略 > (4) < 略 > (5) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率 (6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。) によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

各種預金・取引規定 新旧対照表

(6) <略> <自由金利型定期預金規定> 20 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C（B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、<u>C の算式による利率は約定利率×10%を下限とします。</u>）のうち、最も低い利率。 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率—（約定利率×30%） C. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率（小数第 4 位以下は切捨てます。ただし、<u>B の算式による利率は約定利率×10%を下限とします。</u>）のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率—（約定利率×30%） B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (4) <略> <自動継続自由金利型定期預金規定> 23 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C（B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、<u>C の算式による利率は約定利率×10%を下限とします。</u>）のうち、最も低い利率。 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率—（約定利率×30%） C. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$	(6) <略> <自由金利型定期預金規定> 18 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C（B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、<u>C の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。</u>）のうち、最も低い利率。 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率—（約定利率×30%） C. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率（小数第 4 位以下は切捨てます。ただし、<u>B の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。</u>）のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率—（約定利率×30%） B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (4) <略> <自動継続自由金利型定期預金規定> 21 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C（B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、<u>C の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。</u>）のうち、最も低い利率。 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率—（約定利率×30%） C. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
---	---

各種預金・取引規定 新旧対照表

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、<u>B の算式による利率は約定利率 × 10% を下限とします。</u>）のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率 —（約定利率 × 30%） B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (5) < 略 > < 自由金利型定期預金（M 型）規定 > 26（利息） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 < 以下省略 > (4) < 略 > < 自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定 > 30（利息） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) < 略 > (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 < 以下省略 > (5) < 略 > < 変動金利定期預金規定 > 35（利息） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 < 以下省略 > (4) < 略 > < 自動継続変動金利定期預金規定 > 39（利息） (1) < 略 > (2) < 略 >	なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、<u>B の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。</u>）のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率 —（約定利率 × 30%） B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (5) < 略 > < 自由金利型定期預金（M 型）規定 > 24（利息） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 < 以下省略 > (4) < 略 > < 自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定 > 28（利息） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) < 略 > (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 < 以下省略 > (5) < 略 > < 変動金利定期預金規定 > 33（利息） (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 < 以下省略 > (4) < 略 > < 自動継続変動金利定期預金規定 > 37（利息） (1) < 略 > (2) < 略 >
--	---

各種預金・取引規定 新旧対照表

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 <以下省略> (4) <略> <スーパーパール定期預金規定> 42 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の 6 か月後の応当日 (通帳 (証書) 記載の据置期間満了日) 前に解約する場合および前記 11 により預入日の 6 か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (4) <略> <自動継続スーパーパール定期預金規定> 46 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) <略> (5) <略> (6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の 6 か月後の応当日前に解約する場合および前記 11 により預入日の 6 か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (7) <略>	(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 <以下省略> (4) <略> <スーパーパール定期預金規定> 40 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の 6 か月後の応当日 (通帳 (証書) 記載の据置期間満了日) 前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (4) <略> <自動継続スーパーパール定期預金規定> 44 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) <略> (5) <略> (6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の 6 か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (7) <略>
---	---

各種預金・取引規定 新旧対照表

【積立定期預金等規定】

新	旧
< 共通事項 > 7 (反社会的勢力との取引拒絶) <u>この預金口座は、後 8 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、8 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 8 (解約) <u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為 (以下次条を2条ずつ繰り下げ) < 積立定期預金規定 > 15 (利息) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および前記 8 により解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日(または継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、次の利率により計算します。 パール期日指定定期預金 < 略 > スーパー定期 < 略 > 自由金利型定期預金 次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)により計算します。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のイの利率により計算した利息額との差額を清算します。 ア 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。)のうち、最も低い利率。	【新設】 【新設】 < 積立定期預金規定 > 13 (利息) (1) < 略 > (2) < 略 > (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日(または継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、次の利率により計算します。 パール期日指定定期預金 < 略 > スーパー定期 < 略 > 自由金利型定期預金 次の預入期間に応じた利率(小数第4位以下は切捨てます。)により計算します。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のイの利率により計算した利息額との差額を清算します。 ア 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

各種預金・取引規定 新旧対照表

A.解約日における普通預金の利率 B.約定利率—(約定利率×30%) C.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日(または継続日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 イ 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、<u>Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。</u>)のうち、いずれか低い利率。 A.約定利率—(約定利率×30%) B.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (4) <略> <ベスト積立定期預金規定> 20(利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および前記8により解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、各預入期間に応じて次の利率により計算します。 パール期日指定定期預金 <略> スーパー定期 <略> 自由金利型定期預金 次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のイの利率により計算した利息額との差額を清算します。 ア 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、<u>Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。</u>)のうち、最も低い利率。 A.解約日における普通預金の利率 B.約定利率—(約定利率×30%) C.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日(または継続日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 イ 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、<u>Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。</u>)のうち、いずれか低い利率。 A.約定利率—(約定利率×30%) B.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (5) <略>	A.解約日における普通預金の利率 B.約定利率—(約定利率×30%) C.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日(または継続日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 イ 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、<u>Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。</u>)のうち、いずれか低い利率。 A.約定利率—(約定利率×30%) B.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (4) <略> <ベスト積立定期預金規定> 18(利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、各預入期間に応じて次の利率により計算します。 パール期日指定定期預金 <略> スーパー定期 <略> 自由金利型定期預金 次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のイの利率により計算した利息額との差額を清算します。 ア 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、<u>Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。</u>)のうち、最も低い利率。 A.解約日における普通預金の利率 B.約定利率—(約定利率×30%) C.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日(または継続日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 イ 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、<u>Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。</u>)のうち、いずれか低い利率。 A.約定利率—(約定利率×30%) B.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (5) <略>
--	---

各種預金・取引規定 新旧対照表

<全自動積立定期預金(ランクアップ付)規定> 29 (積立定期預金の利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めて目標日前に解約する場合 および前記 8 により解約する場合、その利息（以下、「期限 前解約利息」という。）は預入金額ごとにその預入日から解 約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）につい て、各預入期間に応じて次の利率により計算し、この預金の 積立定期預金とともに支払います。 スーパー定期 <略> 自由金利型定期預金 次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てま す。）によって計算します。 A 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場 合には、次の a、b および c（b および c の算式によ り計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。た だし、c の算式による利率は約定利率×10%を下限と します。）のうち、最も低い利率。 a.解約日における普通預金の利率 b.約定利率—（約定利率×30%） c.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を目標日ま で新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される 利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 B 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、 次の a および b の算式により計算した利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、b の算式による利率 は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれ か低い利率。 a.約定利率—（約定利率×30%） b.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (4) <略> 30 (まとめ定期の利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合 および前記 8 により解約する場合、その利息（以下、「期限 前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後 の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」 という。）および次の預入期間に応じた利率により計算し、 この預金のまとめ定期とともに支払います。ただし、中間払 利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が 複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息と の差額を清算します。 スーパー定期 <略> 自由金利型定期預金 次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てま す。）によって計算します。 A 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場 合には、次の a、b および c（b および c の算式によ り計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。た だし、c の算式による利率は約定利率×10%を下限と します。）のうち、最も低い利率。	<全自動積立定期預金(ランクアップ付)規定> 27 (積立定期預金の利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めて目標日前に解約する場 合、その利息（以下、「期限前解約利息」という。）は預入 金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数（以下 「預入日数」という。）について、各預入期間に応じて次の 利率により計算し、この預金の積立定期預金とともに支払 います。 スーパー定期 <略> 自由金利型定期預金 次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨て ます。）によって計算します。 A 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場 合には、次の a、b および c（b および c の算式によ り計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てま す。ただし、c の算式により計算した利率が 0%を 下回るときは 0%とします。）のうち、最も低い利率。 a.解約日における普通預金の利率 b.約定利率—（約定利率×30%） c.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を目標日 まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用さ れる利率を基準として算出した当行所定の利率をいいま す。 B 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、 次の a および b の算式により計算した利率（小 数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、b の算式に より計算した利率が 0%を下回るときは 0%としま す。）のうち、いずれか低い利率。 a.約定利率—（約定利率×30%） b.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (4) <略> 28 (まとめ定期の利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場 合、その利息（以下、「期限前解約利息」という。）は、預 入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日 までの日数（以下「預入日数」という。）および次の預入期 間に応じた利率により計算し、この預金のまとめ定期とと もに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場 合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間 払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 スーパー定期 <略> 自由金利型定期預金 次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨て ます。）によって計算します。 A 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場 合には、次の a、b および c（b および c の算式によ り計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てま す。ただし、c の算式により計算した利率が 0%を 下回るときは 0%とします。）のうち、最も低い利率。
--	--

各種預金・取引規定 新旧対照表

a.解約日における普通預金の利率 b.約定利率—（約定利率×30％） c.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 B 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のaおよびbの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、<u>bの算式による利率は約定利率×10％を下限とします。</u>）のうち、いずれか低い利率。 a.約定利率—（約定利率×30％） b.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (5) <略>	a.解約日における普通預金の利率 b.約定利率—（約定利率×30％） c.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 B 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のaおよびbの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、<u>bの算式により計算した利率が0％を下回るときは0％とします。</u>）のうち、いずれか低い利率。 a.約定利率—（約定利率×30％） b.約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (5) <略>
--	--

各種預金・取引規定 新旧対照表

【財産形成預金規定】

新	旧
<財産形成パール期日指定定期預金規定> 5 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および後記 62 により解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (5) <略> <財産形成自由金利型定期預金(M型)規定> 14 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および後記 62 により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (4) <略> <財産形成積立定期預金規定> 25 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および後記 62 により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (5) <略> <財形年金預金規定> 34 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および後記 62 により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (4) <略> <財形住宅預金規定> 52 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および後記 62 により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (5) <略>	<財産形成パール期日指定定期預金規定> 5 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (5) <略> <財産形成自由金利型定期預金(M型)規定> 14 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合には、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (4) <略> <財産形成積立定期預金規定> 25 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (5) <略> <財形年金預金規定> 34 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (4) <略> <財形住宅預金規定> 52 (利息) (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 <以下省略> (5) <略>

各種預金・取引規定 新旧対照表

< 共通事項 > 61 (反社会的勢力との取引拒絶) <u>この預金口座は、後 62、A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、62、A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 62 (解約) <u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (以下次条を 2 条ずつ繰り下げ)	【新設】 【新設】
---	-------------------------

各種預金・取引規定 新旧対照表

【譲渡性預金規定】

新	旧
3（譲渡） (1) この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともに譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。 (2) この預金の譲渡に関する手続は次によるものとします。 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人が届け出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なくこの証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届け出印鑑とします。 当行は、提出されたこの証書に、譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。 (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当する場合には、<u>譲渡することができないものとし、次の各号の一つにでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当行は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が後 または に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。</u> <u>預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合</u> <u>預金者、譲渡人または譲受人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. <u>暴力団</u> B. <u>暴力団員</u> C. <u>暴力団準構成員</u> D. <u>暴力団関係企業</u> E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> F. <u>その他前各号に準ずる者</u> <u>預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> A. <u>暴力的な要求行為</u> B. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> E. <u>その他前各号に準ずる行為</u> (4) この預金を質入れする場合には、<u>前3項が準用されるもの</u>とします。	3（譲渡） (1) この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともに譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。 (2) この預金の譲渡に関する手続は次によるものとします。 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人が届け出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なくこの証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届け出印鑑とします。 当行は、提出されたこの証書に、譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。 (3) この預金を質入れする場合には、<u>前2項が準用されるもの</u>とします。

各種預金・取引規定 新旧対照表

【外貨普通預金規定】

新	旧
<u>11（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この預金口座は、後 12(3) 、 A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 12(3) 、 A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 12（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、届け出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行の外貨預金を取扱う本支店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、解約する場合、解約時点の当行所定の電信買相場（TTBレート）により円貨に換算したうえで解約するものといたします。 この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が前記 10 に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、解約する場合、解約時点の当行所定の電信買相場（TTBレート）により円貨に換算したうえで解約するものといたします。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止され、その解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (5) 前(2)、(3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。 (以下、次条を 1 条ずつ繰り下げ)	【新設】 11（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行の外貨預金を取扱う本支店に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、解約する場合、解約時点の当行所定の電信買相場（TTBレート）により円貨に換算したうえで解約するものといたします。 この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が前 10 に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (3) 前(2)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止され、その解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 【新設】

各種預金・取引規定 新旧対照表

【外貨定期預金規定】

新	旧
4（為替予約） この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため、為替予約を締結するときは、後 7(3)に該当する場合を除き、<u>外国為替予約取引に関する約定書の各条項にしたがい取扱います。</u> 6（反社会的勢力との取引拒絶） <u>この預金口座は、後 7(2)、A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 7(2)、A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 7（預金の解約、書替継続） (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえこの証書とともに提出してください。 (2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (3) 前(2)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合、別に定める当行所定の外国為替予約取引に関する約定書によらず先物外国為替取引契約は当然に解除されるものとします。 (4) 前(2)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 前(2)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。 <u>（以下、次条を 1 条ずつ繰り下げ）</u> 14（自動継続） (1) 自動継続外貨定期預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 (2) 継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。 (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。	4（為替予約） この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため、為替予約を締結するときは<u>外国為替予約に関する約定書の各条項にしたがい取扱います。</u> 【新設】 6（預金の解約、書替継続） この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえこの証書とともに提出してください。 13（自動継続） (1) 自動継続外貨定期預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 (2) 継続後の利率は、継続日における銀行所定の利率とします。 (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

各種預金・取引規定 新旧対照表

15 (利息) (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については前 14(2)の利率)によって計算し、満期日に支払います。 (2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 満期日に指定口座へ入金する場合の指定口座は、当店本人名義の普通預金・当座預金(マル専当座を除きます。)または外貨普通預金とします。 指定口座に普通預金または当座預金を指定する場合には、当行所定の為替相場により計算した円貨額を支払利息として入金します。 (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前 7(2)により解約する場合は、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について解約日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (5) この預金の付利単位は当該外貨 1 通貨とし、1 年を 365 日として日割で計算します。	14 (利息) (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については 13(2)の利率)によって計算し、満期日に支払います。 (2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 満期日に指定口座へ入金する場合の指定口座は、当店本人名義の普通預金・当座預金(マル専当座を除きます。)または外貨普通預金とします。 指定口座に普通預金または当座預金を指定する場合には、当行所定の為替相場により計算した円貨額を支払利息として入金します。 (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について解約日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (5) この預金の付利単位は当該外貨 1 通貨とし、1 年を 365 日として日割で計算します。
--	---

各種預金・取引規定 新旧対照表

【新型為替予約付外貨定期預金規定】

新	旧
5（為替予約の締結制限） 前 4(2)により満期日に外貨での払戻しが確定するまでは、この為替特約の他に通常の為替予約をつけることはできません。 8（反社会的勢力との取引拒絶） <u>この預金口座は、後 9(3)、A から F および A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 9(3)、A から F または A から E の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 9（満期日前解約） (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、解約に伴い生じた損害金その他関係費用を申し受けます。 損害金は以下の算式により当行が算定したものとします。 損害金＝元利金（注 2）×1 通貨あたりの再構築コスト（注 3） （注 2）元利金：約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元利金額をいいます。 （注 3）再構築コスト：解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替取引および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。 再構築コストがマイナスの場合はゼロとします。 なお、損害金その他関係費用については、この預金の申込取消や預入日に預入代り金引落口座の残高が不足していたため、この預金を作成できなかったことに伴い生じた場合にも申し受けることがあります。 (2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約するときは、<u>当行所定の払戻請求書に届け出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して証書とともに当行に提出して下さい。</u> (3) <u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約することができるものとします。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者 <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為	5（為替予約の締結制限） 4 条(2)により満期日に外貨での払戻しが確定するまでは、この為替特約の他に通常の為替予約をつけることはできません。 【新設】 8（満期日前解約） (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、解約に伴い生じた損害金その他関係費用を申し受けます。 損害金は以下の算式により当行が算定したものとします。 損害金＝元利金（注 2）×1 通貨あたりの再構築コスト（注 3） （注 2）元利金：約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元利金額をいいます。 （注 3）再構築コスト：解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替取引および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。 再構築コストがマイナスの場合はゼロとします。 なお、損害金その他関係費用については、この預金の申込取消や預入日に預入代り金引落口座の残高が不足していたため、この預金を作成できなかったことに伴い生じた場合にも申し受けることがあります。 (2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約するときは、<u>当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して証書とともに当行に提出して下さい。</u>

各種預金・取引規定 新旧対照表

(4) 前(1)、(3)によりこの預金を満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数、および解約日の外貨普通預金利率によって計算した利息を元金とともに払出します。円貨での払戻しの場合は解約日の当行の電信買相場(TTBレート)にて円貨換算いたします。 (5) 前(3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約する場合は、解約に伴い生じた損害金その他関係費用を前(1)と同様に申し受けます。 (6) 前(3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。 (以下、次条より1条ずつ繰り下げ) 15 (差引計算等) (1) 当行に対し弁済期の到達した債務(損害金およびその他関係費用を含む)を負担しているときは、この預金の期限のいかんにかかわらず、当行はこの預金の元本および利息をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。 (2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に転換できるものとします。 (3) 前(1)、(2)によって差引計算によってこの預金を満期前に解約する場合は、解約に伴い生じた損害金その他関係費用を前9(1)と同様に申し受けます。	(3) この預金を満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数、および解約日の外貨普通預金利率によって計算した利息を元金とともに払出します。円貨での払戻しの場合は解約日の当行の電信買相場(TTB)にて円貨換算いたします。 14 (差引計算等) (1) 当行に対し弁済期の到達した債務(損害金およびその他関係費用を含む)を負担しているときは、この預金の期限のいかんにかかわらず、当行はこの預金の元本および利息をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。 (2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に転換できるものとします。 (3) 前(1)、(2)によって差引計算によってこの預金を満期前に解約する場合は、解約に伴い生じた損害金その他関係費用を8条(1)と同様に申し受けます。
--	--

各種預金・取引規定 新旧対照表

【百五貸金庫規定】

新	旧
第10条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 第11条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 借主が使用料を支払わないとき 借主について相続の開始があったとき 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき 借主または代理人がこの規定に違反したとき (3) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。</u> <u>借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. <u>暴力団</u> B. <u>暴力団員</u> C. <u>暴力団準構成員</u> D. <u>暴力団関係企業</u> E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> F. <u>その他前各号に準ずる者</u> <u>借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. <u>暴力的な要求行為</u> B. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> E. <u>その他前各号に準ずる行為</u>	【新設】 第10条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 借主が使用料を支払わないとき 借主について相続の開始があったとき 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき 借主または代理人がこの規定に違反したとき

各種預金・取引規定 新旧対照表

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日 の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って ください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅 延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払っ てください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日 に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものと します。 (5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3か月以上遅延した ときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品 を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、 価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄する ことができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際 して公証人等に立会いを求めることができるものとします。 これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われ ないときは、前項の処分代金をこれに充当することができる ものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行から の請求がありしだい支払ってください。 (以下、次条より1条ずつ繰り下げ)	(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約 日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日 の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払っ てください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、 遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払 ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日 に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができる ものとします。 (4) 第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、 当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途 管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格 等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄するこ とができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際 して公証人等に立会いを求めることができるものとしま す。これらに要する費用は借主の負担とします。 (5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払わ れないときは、前項の処分代金をこれに充当することがで きるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当 行からの請求がありしだい支払ってください。
---	---

各種預金・取引規定 新旧対照表

【百五自動貸金庫規定】

新	旧
第12条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 第13条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫をただちに明渡してください。 なお、カード、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか、第9条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 借主が使用料を支払わないとき 借主について相続の開始があったとき 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき 借主または代理人がこの規定に違反したとき カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めたとき (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為	【新設】 第12条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫をただちに明渡してください。 なお、カード、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか、第9条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 借主が使用料を支払わないとき 借主について相続の開始があったとき 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき 借主または代理人がこの規定に違反したとき カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めたとき

各種預金・取引規定 新旧対照表

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日 の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って ください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅 延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに支払 ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日 に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるもの とします。 (5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3か月以上遅延した ときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品 を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、 価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄する ことができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際 して公証人等に立会いを求めることができるものとします。 これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われ ないときは、前項の処分代金をこれに充当することができる ものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行から の請求がありしだい支払ってください。 (以下、次条より1条ずつ繰り下げ)	(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約 日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日 の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払っ てください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、 遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに 支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日 に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができ るものとします。 (4) 第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、 当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途 管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格 等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄するこ とができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際 して公証人等に立会いを求めることができるものとしま す。これらに要する費用は借主の負担とします。 (5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払わ れないときは、前項の処分代金をこれに充当することがで きるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当 行からの請求がありしだい支払ってください。
---	---

各種預金・取引規定 新旧対照表

【百五セーフティバッグ保護預り規定】

新	旧
第12条（反社会的勢力との取引拒絶） この契約は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにでも該当する場合には、このセーフティバッグの使用申込をお断りするものとします。 第13条（解約等） (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、預り証書、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きを行ってください。 なお預り証書、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 預け主が手数料を支払わないとき 預け主について相続の開始があったとき 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき 預け主または代理人がこの規定に違反したとき (3) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティバッグの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえセーフティバッグおよび正鍵を返却してください。</u> <u>預け主がセーフティバッグ使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預け主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. <u>暴力団</u> B. <u>暴力団員</u> C. <u>暴力団準構成員</u> D. <u>暴力団関係企業</u> E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> F. <u>その他前各号に準ずる者</u> <u>預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. <u>暴力的な要求行為</u> B. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> E. <u>その他前各号に準ずる行為</u> (4) 前3項によるセーフティバッグの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	【新設】 第12条（解約等） (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、預り証書、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きを行ってください。 なお預り証書、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 預け主が使用料を支払わないとき 預け主について相続の開始があったとき 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき 預け主または代理人がこの規定に違反したとき (3) 前2項によるセーフティバッグの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

各種預金・取引規定 新旧対照表

(5) 第1項、第2項または第3項によるセーフティバッグの返却、正鍵の返却等の手続が3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用してセーフティバッグを開錠のうえ保管物を別途管理し、もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティバッグの開錠に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。 (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当行からの請求がありしだい支払ってください。 (以下、次条より1条ずつ繰り下げ)	(4) 第1項または第2項によるセーフティバッグの返却、正鍵の返却等の手続が3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用してセーフティバッグを開錠のうえ保管物を別途管理し、もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティバッグの開錠に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。 (5) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当行からの請求がありしだい支払ってください。
--	---